

議案第76号

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月5日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年墨田区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「当該特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、同法において情報連携ができる事務を定めている別表第2が削られ、新たに用語が定義されることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。